

「第四次宮崎県環境基本計画（素案）」に対する意見募集等の結果について

「第四次宮崎県環境基本計画（素案）」について、令和2年12月7日（月曜日）から令和3年1月6日（水曜日）までの間、パブリックコメント及び市町村意見照会を実施した結果、パブリックコメントは6名の方から25件、市町村意見照会は2市1町から32件の御意見をいただいた。御意見の要旨及びそれに対する県の考え方については、以下のとおり。

1 パブリックコメントにおける意見

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
1	7	(1) 県民及び事業者アンケートの概要 イ 調査対象及び調査方法	調査方法が「県庁ホームページ等での周知のほか、環境みやざき推進協議会個人会員、環境保全アドバイザー等（509名）へ依頼文を送付し、紙調査票又はインターネットにより回答」とあるが、これでは環境に対して意識の高い方ばかりのアンケートになってしまうのではないか。一般の県民の声を拾うべきではないか。	当初はイベント等でのアンケートの配布も予定しておりましたが、新型コロナウイルス流行により実施することができませんでした。 貴重な御意見として、今後の参考とさせていただきます。
2	23~24	(1) 「SDGs」と「地域循環共生圏」	「地域循環共生圏」を創造するため、宮崎県ではどのように取り組むのかを具体的に示してほしい。	P128の「みやざき地域循環共生圏づくりプロジェクト」にねらいや施策展開について記載しております。
3	26 全体	気候変動影響への適応	「気候変動影響への適応」は「気候変動への適応」のほうがよい。	御意見を踏まえて修正します。
4	26 全体	気候変動影響への適応、気候変動適応計画	気候変動影響への適応は、生物多様性や人づくり、地域・社会づくりなど各節に幅広く関係する大きなテーマであるのに、1節の脱炭素社会の構築の一部という位置づけはおかしい。 「気候変動適応計画」が「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の一部という位置づけもおかしい。 最低でも気候変動影響への適応を独立の節に格上げして、他の節と密接に関係するというつくりにして、気候変動適応計画を大きく位置づけるべきだ。	「地域気候変動適応計画策定マニュアルー手順編ー（H30,11環境省）」では、「独立した計画として策定するほか、地球温暖化対策実行計画や環境基本計画等関連する計画の一部に組み込む形で策定することもできます。」とされています。 気候変動対策の緩和策と適応策は車の両輪の関係であることから、本県では地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の一部に位置づけました。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
5	32	(1)現状と課題 ○二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の取組	二酸化炭素以外の温室効果ガスとしてメタンガスは15,8%あるが、住民・事業者によるごみの分別を徹底するだけで大丈夫なのか。	メタンは農業からも排出されるため、P34「④二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進」において、「○家畜排せつ物の有効利用や堆肥の適切な利用に努めるなど、環境にやさしい農業に取り組みます。」と記載しております。
6	35	(3)各主体に求められる役割	住宅の高断熱化・高气密化による住まいの省エネルギー化や家電製品買い換え時に省エネルギー性能の高い商品の購入をしようと販売店まで行くが、そこには昨年製造の物が格安の値付けで目立っており、買ってしまふ。その対策として省エネルギー性能の高い商品を買うと得になるポイント制のようなものを県が支援するという考えやアイデアはないか。	家電製品の買い換えは、使用電力量の削減によるランニングコストの低減効果がありますので、国のWeb省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」などを活用して、買換によるメリットを周知していきたいと考えております。
7	39	本県の再生可能エネルギーの導入状況、風力発電等について	風力発電はどの程度まで受け入れるのか。今年度の目標は何万KWか。串間市に3か所、諸塚、日之影、日南、えびの、熊本、鹿児島3県にまたがる風力発電がすでに稼働、または申請中である。これ以上宮崎県の大切な資源である自然環境を破壊し続けないでいただきたい。	環境指標の「再生可能エネルギー総出力電力」について電源種別の目標は定めておりません。本県では、環境影響評価制度などの関係法令を遵守し、景観や自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。
8	49～50	(3)各主体に求められる役割 (4)環境指標	市町村の役割で「気候変動適応法に基づく気候変動への適応に関する計画の策定」とあるが、「気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の策定」とすべきだ。環境指標で「適応策に関する計画等を策定している市町村の割合」とあるが、市町村の役割の記述と意味が違ってくるので、「気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を策定した市町村の割合」とすべきだ。	御意見を踏まえて修正します。
9	51	(1)現状と課題 枠内のイラスト	この部分だけルビがあつたり、フォントがちがう。	御意見を踏まえてイラストを変更します。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
10	60	(3)各主体に求められる役割の「県民・団体」	私達がやれることをしっかりやっていきたい（マイバッグ、ごみの分別、食品ロスを出さない工夫、環境に配慮した製品の購入、再生利用、生ゴミの堆肥化、地球温暖化防止）。 提言に添って、少しでもよい環境を残していきたい。	御意見のとおり、一人ひとりの取組が循環型社会を形成する上で非常に大切であると考えますので、御協力をお願いします。
11	64	(2)施策の方向 ①廃棄物の適正処理の推進	「県外からの産業廃棄物の搬入は、原則として認めないこととします。ただし、九州内で排出された産業廃棄物であって、排出される県において処理する施設がない場合や処理能力が不足している場合など、真にやむを得ない場合に限り搬入を認めることとし、その場合には、事前協議等を適切に運用することにより、県内における適正処理体制の確保に努めます。」とあるが、どのような機関で誰が決めるのか。その時、NPO環境団体等の参加、オブザーバー参加等はできるのか。	県外からの産業廃棄物の搬入に当たっては、宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱（平成4年10月26日告示）に基づき、あらかじめ知事に事前協議を行うよう求めており、循環社会推進課において真にやむを得ないものと判断されるものについてのみ搬入を認めることとしております。引き続き、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等を適切に運用し、県内における適正処理体制の確保に努めてまいります。
12	65	(2)施策の方向 ②不法投棄等の防止	「県民や事業者を対象とした広報活動等を通じて、不法投棄防止への関心を高めます。」とあるが、広報活動だけでいいのか。池周辺の清掃活動をした際に、池の中に橋の上から投げ捨てたものであろうと思われるゴミ袋が不法投棄されていた。小学校からの環境教育を明記してほしい。	御意見をいただきました環境教育については、第5節「5-1環境教育の推進」の中で、不法投棄に限らず環境教育全般について、子どもたちの発達の段階に応じて推進していくことを記述しております。
13	68	(2)施策の方向 ②食品ロスに関する教育及び学習の振興、普及啓発等	「県内各地において、学校や自治会等で食品ロスに関する出前講座を行います。」とあるが、NPOエコの会が行っている「エコ買い物ゲーム」は各学校の4年生を対象に、また、環境大学でも毎回取り入れられている。 食品ロス削減は4Rの「リデュース」でもあり、税金問題、ゴミを減らす体験学習プログラムである。買い物の模擬体験を通じて、暮らしとゴミそして環境とのつながりに気づいていく環境教育である。学校から依頼がなくても積極的に出前講座を実施してほしい。	御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。引き続き食品ロスの削減に向けて学校等での出前講座が増えるよう周知等に努めてまいります。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方																				
14	74～, 109～, 117～	3-1 地球環境、大気環境の保全	<p>星空観察会などを通じて感じるのだが、街灯のLED化により夜の空の暗さは宮崎市内においても随分と変わった。「光害」については、平成18年12月に環境省よりガイドラインも示されており、光害は人間活動のみならず、動植物など生態系への影響も懸念される。</p> <p>また、過剰に光害が進行すれば”農業”等への影響も出てくるかもしれない。計画内で「光害対策」についても明記してほしい。</p> <p>環境学習・環境教育の推進という観点から、県内の環境団体、博物館等施設、天文台とが一緒になって啓発活動を進めていけると実態に伴った呼びかけができるのかもしれない。</p>	<p>本県では、「光害」について「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」により投光器の使用の禁止について規定していることから、御意見を踏まえて「3-1地球環境、大気環境の保全」の「(1)現状と課題」に、次のとおり追記します。</p> <p>「○その他生活環境に関する取組 ・その他生活環境の保全を図るため、本県では条例で、光害について、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならないと規定しています。」</p> <p>なお、本県の情報学習ポータルサイト「環境学習ナビ」においては、「星空観察について」のページを設け、その中で光害についての解説や星空観察会の情報を掲載しております。</p>																				
15	84	(4)環境指標 生活排水処理率	<p>環境指標「生活排水処理率（公共下水道、合併処理浄化槽、農（漁）業集落排水施設）」の中間目標値、目標値が算定中とあるが、県民に意見を聞く段階で示せないのであれば判断できないので意味がない。なぜ算定中なのかも説明もない。</p>	<p>御意見のとおり、目標値をお示しできなかったこと、その理由を明示していなかったことにつきましては、申し訳ございません。</p> <p>目標の設定に当たっては、本計画とは別に、現在、「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画」の策定作業を進めており、本計画とのスケジュールが合わず、明示することができませんでした。「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画」につきましては、令和3年1月27日までパブリックコメントを実施し、それらの目標値は以下のとおりであり、本計画にも追記します。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">【中間目標値】</td> </tr> <tr> <td>・全体</td> <td>87.7%</td> </tr> <tr> <td>・公共下水道</td> <td>59.1%</td> </tr> <tr> <td>・合併処理浄化槽</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>・農（漁）業集落排水施設</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【目標値】</td> </tr> <tr> <td>・全体</td> <td>91.8%</td> </tr> <tr> <td>・公共下水道</td> <td>62.2%</td> </tr> <tr> <td>・合併処理浄化槽</td> <td>26.4%</td> </tr> <tr> <td>・農（漁）業集落排水施設</td> <td>3.2%</td> </tr> </table>	【中間目標値】		・全体	87.7%	・公共下水道	59.1%	・合併処理浄化槽	25.0%	・農（漁）業集落排水施設	3.6%	【目標値】		・全体	91.8%	・公共下水道	62.2%	・合併処理浄化槽	26.4%	・農（漁）業集落排水施設	3.2%
【中間目標値】																								
・全体	87.7%																							
・公共下水道	59.1%																							
・合併処理浄化槽	25.0%																							
・農（漁）業集落排水施設	3.6%																							
【目標値】																								
・全体	91.8%																							
・公共下水道	62.2%																							
・合併処理浄化槽	26.4%																							
・農（漁）業集落排水施設	3.2%																							

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
16	85	(1)現状と課題 ○その他の化学物質対策	「特定化学物質の排出状況の把握、事業者の化学物質対策についての監視・指導を行っています。」とあるが、日本では1965年（昭和40）ごろからおもに営林署（現、森林管理署）で2,4,5-T系除草剤を使用しており、1971年に使用を全面的に取りやめたが、県内に数か所その存在が知られているにも関わらず、それに関する記述がないのはなぜか。今後温暖化で台風は巨大化し、山津波の発生は想定内に入ってきた。国と協力し厳重な監視と対策をお願いしたい。	御指摘の除草剤（未使用剤）については、国（森林管理署）において埋設処理が行われた後、適切に保全管理が行われ、異常は確認されておりましたが、引き続き、国（森林管理署）において厳格な監視等が行われるものと考えております。
17	91	(1)現状と課題 ○外来種	「特定外来生物を含む外来種の防除等について幅広く県民に周知する必要があります。」とあるが、特定外来種オオキンケイギクをあちこちの道路で見かける。花が咲く前に一斉抜き取り活動を呼びかけたらどうか。道路沿いにわざわざ植栽してあるところもあり、幅広く周知をする必要がある。	オオキンケイギクについて、本県では、毎年4月に市町村などの道路管理者等にポスター、チラシを配付し、防除の協力をお願いしているところです。 また、県内に生息・生育している特定外来生物を含む外来種のリストを作成中であり、今後、県HP等で公表し、県民へ防除対策等を周知していくこととしております。
18	97	(1)現状と課題 ○健全で多様な森林づくり	「森林ボランティア参加団体数は増加しており、広葉樹の植栽、海岸松林の整備等、多様な森林づくりが進められています。」とあるが、どの団体も高齢化が進んでいるため、企業の森づくりを頑張ってもらいたい。	森林ボランティア団体に対しては、活動に必要な経費の補助や、苗木の提供を行っております。 また、森林づくり活動の相談窓口として設置している「みやざき森づくりコミッション」により企業の森づくりを進めており、令和2年12月末時点で38企業、60協定を締結しています。これらは宮崎県森林環境税を活用して実施しており、今後とも継続して、森林ボランティアや企業の森づくりなど県民参加の森林づくり活動を進めていきたいと考えております。
19	106	(2)施策の方向 ①自然とのふれあいの場や機会の確保	「九州自然歩道、遊歩道等の維持・管理に努めます。」とあるが、ここに整備も入れてほしい。	維持・管理の中に「必要な整備を行いながら」という意味を含めていると考えております。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
20	108	(4)環境指標 自然公園利用者数	環境指標「自然公園利用者数」において、「現況値(R1年度)9,289千人」とあるが、これは前述(P106)でH30年度の数値とされているので、明示すべきだ。	R1年度に調査したH30年度の数値であることが分かるよう、表記を統一します。
21	109～116	ホームページ「みやぎきの環境」	「ホームページ「みやぎきの環境」へのアクセス件数」という環境指標があるが、施策で具体的な取り組みの記述がない。 ホームページに掲載するという記述は散見されるが、それは他の施策の一部であり、ホームページのアクセス数を増やすためにホームページ管理側がどのような施策を実施するのかという視点が抜けている。	「みやぎきの環境」は本県の環境情報に関するポータルサイトと位置づけており、アクセス数の増加のためには、コンテンツの充実が重要と考えております。 P111「5-1環境教育の推進」「②環境教育に関する情報の提供」や、P126「2050年ゼロカーボン社会づくりプロジェクト」「④環境保全を支える人材づくり」などで同ホームページを活用して参りたいと考えております。
22	111	(2)施策の方向 ①家庭、学校、地域等における環境教育の推進 ④環境教育拠点の整備、機能充実	宮崎県は2つのエコパークを有することから、関係部局と調整を図り、エコパークをESD環境教育の推進拠点とすること、ユネスコスクールをESDの視点に立った環境教育推進校のモデル校とすることの2点を盛り込めると良い。	エコパークに登録された地域は、その自然の成り立ちや、歴史・文化に対する理解を深めるほか、地域づくりの担い手を育成することが期待されており、環境教育の推進等取組が進められております。 また、環境教育推進校事業においては、ESDの視点も取り入れており、環境教育推進校の指定については、県内一円に県が考える環境教育が広がるようにという方針の下、様々な地域からバランス良く選定しております。その中で、令和2年度は、ユネスコスクール1校が環境教育推進校に指定されております。
23	111	(2)施策の方向 ①家庭、学校、地域等における環境教育の推進	「水辺環境調査」、「水辺の学習」に係る記述について、下線部分を追記してほしい。  「小中学生や地域の子どもたちを対象に、市町村等と連携して、身近な水辺で遊べる親水性のある河川の整備や、河川などの身近な水辺の自然の音、自然の風景、水の透明度、水のおいしさ、水のきれいさ及び水生生物を調査する「水辺環境調査」や、水辺環境調査に事前学習とまとめを加えた「水辺の学習」を実施します。」	環境教育の内容に特化して記載しておりますが、御意見のありました「身近な水辺で遊べる親水性のある河川の整備」につきましては、第4節「4-4自然とのふれあいや配慮」の「(2)施策の方向」の「①自然とのふれあいの場や機会の確保」に含まれるものと考えております。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
24	122～123	(1)現状と課題 ○文化財	環境変化を受けているアカウミガメに加えて、森林植生の変化に伴うニホンカモシカの激減についても記載してほしい。	御意見を踏まえて、次のとおり修正します。  「～、近年懸念される問題として、アカウミガメの産卵地となっている砂浜海岸の浸食や、森林植生の変化によるニホンカモシカの生息数の激減があります。」
25	全体	環境指標	環境指標の数値が「単年度の数値」なのか「累計値」なのかわかりにくいものがある。累計値は「累計」と明示すべきだ。	御意見を踏まえて修正します。

## 2 市町村意見照会における意見

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
1	20	1 目指すべき環境像	2016年の「パリ協定」の採択 → 2015年の「パリ協定」の採択	御意見を踏まえて修正します。
2	24	4 施策展開において重要となる視点	(2) 国際的な課題への地域での取り組み → 取組	御意見を踏まえて修正します。
3	31	(1)現状と課題 ○宮崎県内の温室効果ガスの排出状況	「宮崎県内の温室効果ガスの排出状況」について、本計画では、平成29年度の本県の温室効果ガス排出量が1,059万t-CO2と記載しているが、宮崎県のホームページに掲載している「平成29年度宮崎県の温室効果ガス排出状況について（2020年9月23日掲載）」には、平成29年度の本県の温室効果ガス排出量は10,811千t-CO2と記載している。正確な数値が知りたい。	P36に記載のとおり、環境省のマニュアルに基づき、排出量の推計方法を見直し、基準年であるH25年度と現況値であるH29年度について再計算を行いました。 R2, 9, 23公表済みの値は旧推計方法に基づくものであり、第四次環境基本計画成立以降は、計画書に記載した1,059万t-CO2をH29年度の排出量として取り扱います。 なお、P31の円グラフの下に次の文言を追記します。  「※変更された国のマニュアルに基づき推計を行ったことから、R2, 9に公表済みの値と一致しない。」

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
4	36	(4)環境指標 温室効果ガス総排出量	環境指標「温室効果ガス総排出量」が、現況値（H29年度）6,793よりも中間目標値（R7年度）の方が6,900と高くなってるが、H29年度が異常値ということか。	中間目標値は、基準年値と目標値を直線的に結んで算定したものです。P22も合わせて御参照ください。
5	37	(1)現状と課題 ○本県の再生可能エネルギー導入状況	「本県の令和元年度の再生可能エネルギー～」となっており、「生可能」が抜けている。	御意見を踏まえて修正します。
6	37	(1)現状と課題	再生可能エネルギーの割合のみではなく、使用している総電力に対する再生可能エネルギーの割合が分かるとよい。	国は、都道府県別の最終エネルギー消費(kWh)に占める再生可能エネルギー(kWh)を公表していません。
7	41	(3)各主体に求められる役割	最上段「再生可能エネルギー由来の」→「再生可能エネルギー由来の」	御意見を踏まえて修正します。
8	42	(1)現状と課題 ○本県の森林等の吸収量	「本県の森林等の吸収量」について、意見番号3で述べた平成29年度の温室効果ガス排出量及び図16に記載している平成25年度の温室効果ガス排出量12,829千t-CO2が県のホームページでは、12,278千t-CO2と記載している。正確な数値が知りたい。	P36に記載のとおり、環境省のマニュアルに基づき、排出量の推計方法を見直し、基準年であるH25年度と現況値であるH29年度について再計算を行いました。 R2, 9, 23公表済みの値は旧推計方法に基づくものであり、第四次環境基本計画成立以降は、計画書に記載した12,829千t-CO2をH25年度の排出量として取り扱います。 なお、P42の棒グラフの下に次の文言を追記します。  「※変更された国のマニュアルに基づき推計を行ったことから、R2, 9に公表済みの値と一致しない。」



番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
9	42	(1)現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林吸収量と都市緑化による吸収量の積算等の説明がほしい。</li> <li>・森林等吸収量とは、森林吸収量+都市緑化による吸収量なのか。そうとすれば、図16の3,800は3,802ではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver1.0」に基づき、森林吸収量については宮崎県の森林の成長量をもとに、都市緑化については都市公園等の面積から算定しました。</li> <li>・森林等吸収量＝森林吸収量+都市緑化による吸収量となります。</li> <li>・H29年度の森林吸収量については次のとおり修正します。 3,800千t-CO2 → 3,798千t-CO2</li> </ul>
10	44	(4)環境指標 森林等の二酸化炭素吸収量	環境指標「森林等の二酸化炭素吸収量」はなぜ下がっていくのか。	再造林率が100%ではないため、漸減傾向となります。
11	46	(1)現状と課題 ○各分野における気候変動の影響と将来予測	ライフラインの低下 → ライフラインの機能低下	御意見を踏まえて修正します。
12	46, 50	環境指標「河川改修が必要な区間の河川整備率」	「河川改修が必要な区間の河川整備率」の河川改修が必要な区間の説明がほしい。	河川改修計画のある河川の整備率という意味です。
13	51	(1)現状と課題のイラスト	急に小学生向けのような表記になっているので、例えば「宮崎県環境学習教材」などのように資料出典名を出した方が良いのではないかと。	御意見を踏まえてイラストを変更します。
14	63～64	(1)現状と課題 ○公共関与の推進	「エコクリーンプラザみやざきにおいて、産業廃棄物の適正処理を推進する」との記述があるが、令和3年度以降、県の公共関与が終了する（エコクリーンプラザみやざきで産業廃棄物を処理しない）ことを「(2)施策の方向」「①廃棄物の適正処理の推進」に明記すべきではないかと。	令和2年度で県の公共関与が終了することから、令和3年度以降の具体的取組を記載する「施策の方向」には、記載していないところです。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
15	63	(1)現状と課題 ○一般廃棄物の適正処理の推進	市町村がインフラ → 市町村のインフラ	御意見を踏まえて修正します。
16	70	環境指標「グリーン購入実施率(県庁)」の単位	ha → %	御意見を踏まえて修正します。
17	73	(3)各主体に求められる役割	○市町村に期待される役割の中で「グリーン購入調達方針に基づく、公共事業の資材として木材の優先的利用」とあるが、グリーン購入基本方針は市町村にも適用されるのか。 ○グリーン購入調達方針 → グリーン購入基本方針	国や県が定めた「基本方針」及び「調達方針」が直接市町村に適用されるわけではありませんが、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第10条により「調達方針」の作成は市町村の努力義務とされていますので、このような表記としております。
18	73	(4)環境指標	グリーン購入実施率(県庁)はどういう計算か。	県では、物品購入にあたり該当の有無についてもシステム入力することになっており、その集計結果となります。
19	78, 90, 133	環境指標「大気環境基準達成率(光化学オキシダント)」	環境指標項目「大気環境基準達成率(光化学オキシダント)」の目標値が100%となっているが、現況値が0%、全国平均も同様に0%に近い状況である。現況値と全国の状況からも目標値が高いのではないか。	御意見のとおり、越境汚染の影響等の現況を考慮すると、光化学オキシダントの環境基準達成率100%という目標値の実現は簡単ではないと考えていますが、県民の皆様の健康を保護し生活環境を保全するためにも、環境基準達成率100%を目指して取り組む必要があると考えています。
20	92	(1)現状と課題 ○野生鳥獣の保護管理	約4億2千6百万円 → P31「約12億4,000万t-CO2」と表記を合わせ、約4億2,600万円としてはどうか。	御意見を踏まえて修正します。
21	101~102	(1)現状と課題 (2)施策の方向	侵食 → 浸食	御意見を踏まえて修正します。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
22	106, 108	(1)現状と課題 (3)各主体に求められる役割	P106 課題5つ目の○ 自然とのふれあい場 → 自然とのふれあい場 P108 一番上の○ 自然とのふれあい場 → 自然とのふれあい場	御意見を踏まえて修正します。
23	106	(2)施策の方向	施策の方向4つ目の○ グリーン・ツーリズム・農泊 → グリーン・ツーリズム、農泊	御意見を踏まえて修正します。
24	108	(3)各主体に求められる役割	事業者に「働き方改革により、職員のワーケーションを推進」を求めているが、県庁もワーケーションやテレワークをするのか。	県庁でもテレワークを試行しています。
25	108	(4)環境指標 自然公園利用者数	自然公園利用者数はどのように把握するのか。	環境省が各都道府県に照会し取りまとめているものであり、同省が示す要領に基づき利用者数を推計しています。
26	112	(2)施策の方向 ④環境教育拠点の整備、機能充実	「環境情報センター、エコクリーンプラザみやざき等において、県民の幅広い環境教育ニーズに応えられるような環境教育拠点機能の充実を図ります。」との記述がある。令和3年度以降、エコクリーンプラザみやざきの運営主体が宮崎市に移行し、附帯の環境学習施設は、宮崎市の公の施設として指定管理者制度による運営となるため、令和3年度以降も県として施策展開するのであれば、宮崎市と指定管理者が協定を締結するまでの間に具体の協議・調整を行っていただきたい。誤記であれば「エコクリーンプラザみやざき」の文言を削除していただきたい。	御意見を踏まえ、県と市町村の役割が明確となるよう次のとおり修正します。  (修正前) ○環境情報センター、エコクリーンプラザみやざき等において、県民の幅広い環境教育ニーズに応えられるような環境教育拠点機能の充実を図ります。 ○環境情報センターをより多くの県民に利用してもらうため、環境教材を充実させるとともに、県政番組やホームページ等の情報媒体を用いて、環境情報センターの周知を図ります。  (修正後) ○環境情報センターにおいて、県民の幅広い環境教育ニーズに応えられるような環境教育拠点機能の充実を図るとともに、より多くの県民に利用してもらうため、県政番組やホームページ等の情報媒体を用いて、環境情報センターの周知を図ります。

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
27	121, 135	(4)環境指標 GAP認証取得経営体数(延べ数)	環境指数GAP認証取得経営体数の目標値(R12年度)は無いのか。無ければ説明を入れた方が良いのではないか。	<p>同時期に策定している「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」においてR12年度目標を設定していないため記載しておりません。          なお、環境指標の表の下に次の文言を追記します。</p> <p>「※ GAP認証取得経営体数については、「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」における目標値の設定がR7年度までであるため、上記の表においてR12年度の数値は記載してしない。</p>
28	123, 125	(2)施策の方向 (3)各主体に求められる役割	「街並み」の並のルビは不要ではないか。	「街並み」の表記については、「宮崎県環境計画」の改定時(H27)に、宮崎県環境審議会委員からの指摘を受けたため、ルビを振った表記としております。
29	132～135	環境指標	単位の千t表示を統一した方が良い。罫線の無い箇所がある。	御意見を踏まえて修正します。
30	全般		環境省の第五次環境基本計画にも掲載されている「COOLCHOICE(賢い選択)」については、今後5年間の家庭部門や産業部門における脱炭素社会に向けた取り組みを啓発していくうえで、必要な記述ではないか。	国民運動としての「COOLCHOICE(賢い選択)」という文言は、内容が多岐にわたるため使用しておりませんが、具体的な取組である、クールビズ・ウォームビズ、ZEH・ZEB化、エコドライブ、家電のエコ替えについてはそれぞれの箇所に記載しています。
31	全般	環境指標	環境指標等の表内の数字は縦位置中央にそろえると良い。	御意見を踏まえて修正します。
32	全般		藻場干潟と藻場・干潟が混在している。	御意見を踏まえて修正します。 藻場・干潟→藻場干潟

### 3 第2回環境審議会における意見

番号	該当ページ	該当箇所・項目等	御意見の要旨	県の考え方
1	59～60, 61, 66	(2) 施策の方向 ⑤ プラスチック資源循環に向けた取組 (4) 環境指標	令和元年5月に、国がプラスチック資源循環戦略を策定し、その中でマイルストーン(※)が定められている。そのことについて、環境基本計画で触れられておらず、目標も掲げられてないが、計画に入れる予定はあるのか。	<p>国のプラスチック資源循環戦略では、プラスチックを資源物として捉えており、その製造、流通、廃棄に至るまでの間に達成するものとして、マイルストーンが定められております。</p> <p>このマイルストーンについて、国へ確認したところ、「目標には基準年がなく、事業者が2030年までに排出抑制に取り組んだすべてを対象としており、その状況の把握はアンケートなどでの対応を想定している」との回答がありました。また、数量についても、「把握方法が定まっていない」と伺ったところであります。</p> <p>現在、県は、プラスチックを廃棄物の適正処理の観点から廃棄物(ごみ)として整理し、再生利用されているプラスチック量は把握できていますが、県内におけるプラスチック製品の生産や流通など、各段階における量は把握できておりません。</p> <p>このようなことから、戦略に倣い目標を設定することは、年ごとの目標管理も難しく困難と判断としたところでありますが、計画の59ページのとおり、「プラスチック資源循環に向けた取組」と項立てし、排出抑制のため、マイバッグやマイボトルなどの利用促進等について記載しているところです。</p>

※プラスチック資源循環戦略のマイルストーン

<リデュース>

- ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
- ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入